

■議案第48号 小学校教師用指導書の売買契約の締結について

【要旨】

学習指導要領の大幅な改訂に伴い、令和2年度から四万十町立小学校で使用する教科用図書について、令和元年度中に決定したところです。（高岡地区内の市町村は、同一の教科用図書を使用）

この売買契約は、新しい教科用図書による授業を実施するために必要となる教員用の指導書について、窪川・大正地域内の小学校用として令和元年度内に購入するものです。

【随意契約理由】

本契約に係る指導書の取扱い事業者は、県内では高知県教科書株式会社のみであり、その取次店は、窪川・大正地域内では有限会社津野商会のみとなっています。

また、定価による販売のみとなっていることから、契約に当たっては、地方自治法第234条第2項及び同法施行令167条の2第1項第2号の規定により随意契約としています。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和2年度から四万十町内の小学校で使用する指導書の売買契約
契 約 金 額	12,811,150 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,164,650 円）
契約の相手方	四万十町本町3番16号 有限会社 津野商会 代表取締役 津野 道夫
納 入 場 所	四万十町 窪川・大正地域内各小学校 地内
購 入 物 品	指導書（内訳は別紙のとおり）

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

令和2年度 小学校教師用指導書 内訳

No.	科 目	冊 数	金 額 (税込)
1	国 語	2 0 5 冊	2, 5 2 1, 7 5 0 円
2	書 写	8 5 冊	4 4 1, 9 8 0 円
3	社 会	9 6 冊	9 7 2, 4 0 0 円
4	地 図	1 1 冊	1 5 7, 3 0 0 円
5	算 数	7 6 冊	1, 0 6 7, 7 7 0 円
6	理 科	5 3 冊	8 9 8, 7 0 0 円
7	生 活	1 1 冊	1 9 3, 6 0 0 円
8	音 楽	7 5 冊	2, 2 1 5, 9 5 0 円
9	図 工	3 2 冊	1, 0 5 6, 0 0 0 円
10	家 庭	2 2 冊	5 5 6, 6 0 0 円
11	保 健	2 1 冊	4 0 7, 0 0 0 円
12	英 語	2 2 冊	6 7 7, 6 0 0 円
13	道 徳	6 5 冊	1, 6 4 4, 5 0 0 円
合 計		7 7 4 冊	1 2, 8 1 1, 1 5 0 円